

議案第 51 号

幼保連携型認定こども園の冬季休業日について（意見聴取）

幼保連携型認定こども園の冬季休業日について、丸亀市長から別紙 1 のとおり教育委員会の意見聴取があったので、別紙 2 のとおり回答いたしたい。

令和 6 年 3 月 5 日提出

丸亀市教育委員会

教育長 末 澤 康 彦



5教幼第 379号
令和 6年 2月29日

丸亀市教育委員会
教育長 末澤 康彦 様

丸亀市長 松 永 恭



幼保連携型認定こども園の冬季休業日について（意見聴取）

このことについて、丸亀市立幼保連携型認定こども園に係る教育委員会の意見聴取に関する規則第1号の規定に基づき、教育委員会の意見を聴取します。

記

- 1 内 容 冬季休業日を、「12月25日から1月6日まで」から「12月25日から同月7日まで」に変更する。
- 2 変更理由 市立中学校・小学校・幼稚園において3学期の始業式の日を1日繰り延べることに合わせ、市立幼保連携型認定こども園において同様の措置を講じるため。

丸亀市立認定こども園条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和 年 月 日

丸亀市長 松 永 恭 二

丸亀市規則第 号

丸亀市立認定こども園条例施行規則の一部を改正する規則

丸亀市立認定こども園条例施行規則(平成 28 年規則第 57 号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(休業日)</p> <p>第 5 条 1 号認定子どもに関する休業日は、次に掲げるとおりとする。ただし、園長は、学校教育上必要があり、かつ、やむを得ない事情があるときは、市長に振替保育届出書(様式第 1 号)を提出して、保育日において行うべき保育を休業日に振り替えて行うことができる。</p> <p>(1)～(4) 略</p> <p>(5) 冬季休業日(12 月 25 日から翌年 1 月 <u>7 日</u>までの日をいう。)</p> <p>(6)・(7) 略</p> <p>2 略</p>	<p>(休業日)</p> <p>第 5 条 1 号認定子どもに関する休業日は、次に掲げるとおりとする。ただし、園長は、学校教育上必要があり、かつ、やむを得ない事情があるときは、市長に振替保育届出書(様式第 1 号)を提出して、保育日において行うべき保育を休業日に振り替えて行うことができる。</p> <p>(1)～(4) 略</p> <p>(5) 冬季休業日(12 月 25 日から翌年 1 月 <u>6 日</u>までの日をいう。)</p> <p>(6)・(7) 略</p> <p>2 略</p>

附 則

この規則は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。

別紙2

教幼第 号
令和 年 月 日

丸亀市長 様

丸亀市教育委員会
教育長 末 澤 康 彦

幼保連携型認定こども園の冬季休業日について（回答）

令和6年2月29日付けで意見聴取のあった標記議案については、異議ありません。